

第 1 回嬉野市議会定例会 (議案資料)

嬉 野 市

| 議案 番号 | 議 案 資 料 名 | 頁 |
|----------|---|----|
| 4 | 【新旧対照表】 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 1 |
| 5 | 【新旧対照表】 嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 | 4 |
| 6 | 【新旧対照表】 嬉野市ふれあい広場条例の一部を改正する条例 | 7 |
| 7 | 【新旧対照表】 嬉野市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 | 8 |
| 8 | 【新旧対照表】 佐賀県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約 | 9 |
| 26 | 土地の取得 土地位置図 | 10 |
| 27 | 財産の無償貸付 土地位置図 | 12 |

| 諮問 番号 | 諮 問 資 料 名 | 頁 |
|----------|------------------|----|
| 1 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 13 |

【新旧対照表】嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年嬉野市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、災害派遣手当等、<u>单身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(单身赴任手当)</u></p> <p><u>第15条の3 公署を異にする異動又は勤務する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、单身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 单身赴任手当の月額は、30,000円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離</u></p> | <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年嬉野市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> |

以上である職員にあっては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。

3 職員以外の地方公務員又は国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（第17条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額の算出）

第22条 第17条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項の規定による1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから当該年度における勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び同条に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の勤務時間（勤務時間条例第3条第2項本文に規定す

（第17条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額の算出）

第22条 第17条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項の規定による1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもの_____

る勤務時間をいう。)を差し引いたもので除して得た額とする。

_____で
除して得た額とする。

【新旧対照表】嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、<u>移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。</u></p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、<u>路程等に応じ定額又は実費額により支給する。</u></p> <p>10 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</u></p> <p>11 (略)</p> <p>12 <u>第19条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。</u></p> <p>(移転料)</p> <p>第16条 移転料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額と実費額を比較し、いずれか高い額。ただし、当該同表の定額による額の3倍を超えないものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額</u></p> <p>2 <u>前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</u></p> | <p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料_____及び扶養親族移転料とする。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、<u>路程等に応じ定額_____により支給する。</u></p> <p>10 (略)</p> <p>11 <u>第18条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。</u></p> <p>(移転料)</p> <p>第16条 移転料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) (略)</p> |

3 旅行命令権者は、公務時の上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第17条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第18条 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当及び宿泊料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第16条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号

(扶養親族移転料)

第17条 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当及び宿泊料_____の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当及び宿泊料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第1号_____の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号

の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) (略)

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額運賃)

第19条 (略)

(旅費支給の特例)

第20条 (略)

(在勤地内旅行の旅費)

第21条 (略)

(退職者等の旅費)

第22条 (略)

(遺族の旅費)

第23条 (略)

(旅費の調整)

第24条 (略)

(外国旅行の旅費)

第25条 (略)

(委任)

第26条 (略)

別表第1 (第13条、第14条、第15条、第17条関係)

(略)

の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) (略)

(日額運賃)

第18条 (略)

(旅費支給の特例)

第19条 (略)

(在勤地内旅行の旅費)

第20条 (略)

(退職者等の旅費)

第21条 (略)

(遺族の旅費)

第22条 (略)

(旅費の調整)

第23条 (略)

(外国旅行の旅費)

第24条 (略)

(委任)

第25条 (略)

別表第1 (第13条、第14条、第15条____
____関係)

(略)

【新旧対照表】 嬉野市ふれあい広場条例の一部を改正する条例

| 改正案 | | 現 行 | |
|--------------------------------------|---------------------|--------------------------------------|---------------------|
| (名称及び位置) 第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。 | | (名称及び位置) 第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。 | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 湯遊広場 | 嬉野市嬉野町大字下宿乙822番地1 | 湯遊広場 | 嬉野市嬉野町大字下宿乙822番地1 |
| 湯けむり広場 | 嬉野市嬉野町大字下宿乙2202番地98 | 湯けむり広場 | 嬉野市嬉野町大字下宿乙2202番地98 |
| 湯宿広場 | 嬉野市嬉野町大字下宿乙2185番地 | 湯宿広場 | 嬉野市嬉野町大字下宿乙2185番地 |
| 新湯広場 | 嬉野市嬉野町大字下宿乙730番地17 | 新湯広場 | 嬉野市嬉野町大字下宿乙730番地17 |
| まちなか広場 | 嬉野市嬉野町大字下宿乙1005番地8 | まちなか広場 | 嬉野市嬉野町大字下宿乙1005番地8 |
| 湯つつら広場 | 嬉野市嬉野町大字下宿乙759番地1 | | |

【新旧対照表】 嬉野市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

| 改正案 | | 現 行 | |
|-------------------------------|--|-------------------------------|--|
| 別表（第4条関係） | | 別表（第4条関係） | |
| 特別用途地区 | 建築してはならない建築物 | 特別用途地区 | 建築してはならない建築物 |
| 第一種新幹線嬉野温泉駅周辺拠点形成地区（嬉野温泉駅西地区） | <p>1 法別表第2（に）項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げるもの</p> <p>2 別表第2（に）項第7号及び第8号に掲げるもの。ただし、ホテル又は旅館を除く。</p> <p>3 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>4 法別表第2（へ）項第3号及び第5号に掲げるもの</p> | 第一種新幹線嬉野温泉駅周辺拠点形成地区（嬉野温泉駅西地区） | <p>1 法別表第2（に）項第2号から第8号までに掲げるもの</p> <p>2 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>3 法別表第2（へ）項第3号及び第5号に掲げるもの</p> |
| 第二種新幹線嬉野温泉駅周辺拠点形成地区（嬉野温泉駅東地区） | <p>1 法別表第2（に）項第2号、第5号及び第6号に掲げるもの。ただし、第6号のうち、ペットを飼育し、収容する15平方メートルを超える畜舎を除く。</p> <p>2 法別表第2（ほ）項第2号に掲げるもの</p> <p>3 法別表第2（へ）項第3号及び第5号に掲げるもの</p> <p>4 危険物の貯蔵又は処理に供するもので、第二種中高層住居専用地域内に建築してはならないもの</p> | 第二種新幹線嬉野温泉駅周辺拠点形成地区（嬉野温泉駅東地区） | <p>1 法別表第2（に）項第2号、第5号及び第6号に掲げるもの。ただし、第6号のうち、ペットを飼育し、収容する15平方メートルを超える畜舎を除く。</p> <p>2 法別表第2（ほ）項第2号に掲げるもの</p> <p>3 法別表第2（へ）項第3号及び第5号に掲げるもの</p> <p>4 危険物の貯蔵又は処理に供するもので、第二種中高層住居専用地域内に建築してはならないもの</p> |

【新旧対照表】佐賀県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約

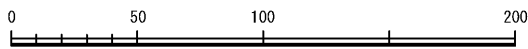
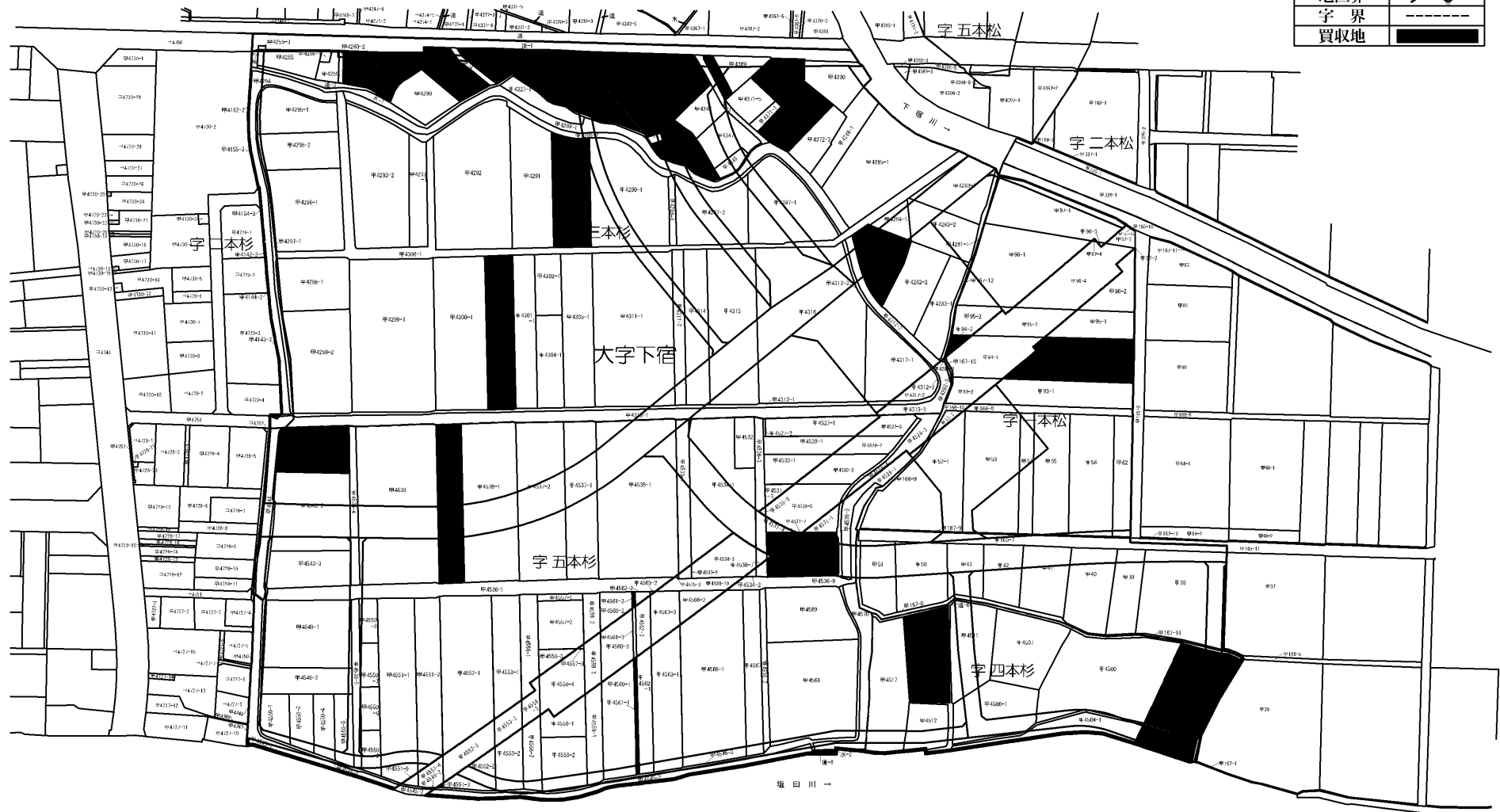
| 変 更 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>1～9 略</p> <p>10 <u>佐賀県市町会館</u>の設置、管理及び運営に関する事務</p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>佐賀市堀川町1番1号</u>に置く。</p> | <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>1～9 略</p> <p>10 <u>自治会館</u>の設置、管理及び運営に関する事務</p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>佐賀市城内一丁目5番14号</u>に置く。</p> |

用地取得地 整理前

嬉野都市計画事業
嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業
買戻し

縮尺 1:3,000

| 凡 | 例 |
|-----|---|
| 地区界 | |
| 字界 | |
| 買収地 | |



用地取得地 整理後

嬉野都市計画事業
嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業
買戻し



縮尺 1:3,000

| 凡 | 例 |
|-----|---|
| 地区界 | |
| 字界 | |
| 買収地 | |

